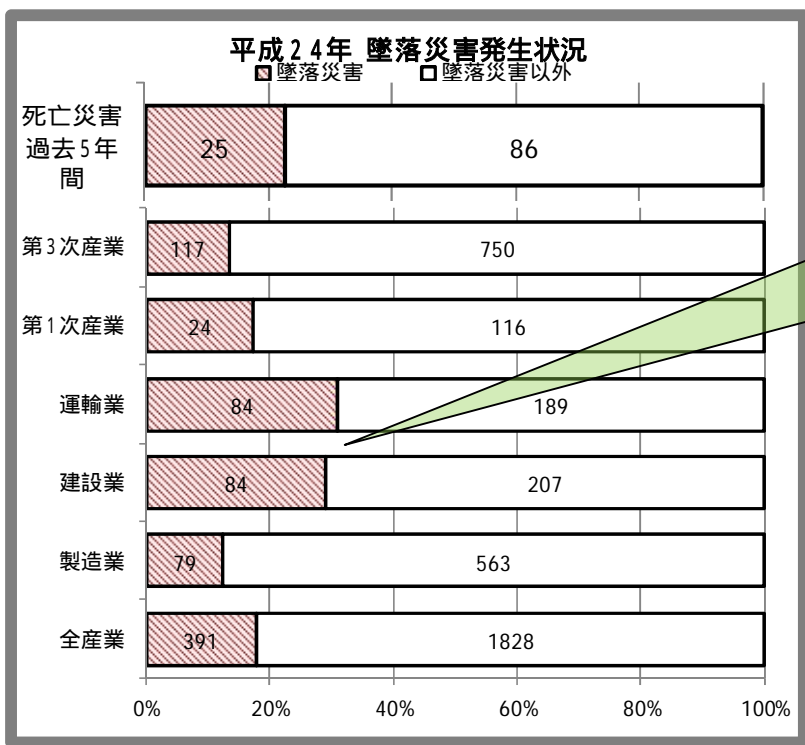


墜落災害防止強調月間

三重労働局・労働基準監督署

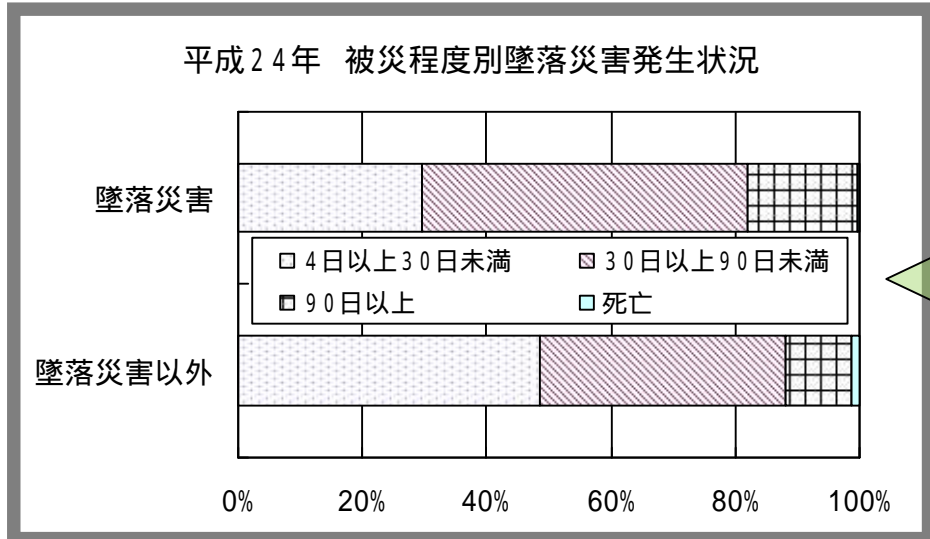
- 墜落災害は、建設業と運輸業においては、約1/3を占め、多発しています。
- 墜落災害は、重篤な負傷、障害になる傾向があります。
- 墜落災害は、建設業においては足場、階段、建築物などを、運輸業はトラックを原因（起因）としたものが多くを占めています。



建設業と運輸業の災害の約1/3は墜落災害！！

墜落災害のリスク評価

リスク評価		重篤度		
		軽度	中程度	致命的
発生可能性	低			
	中			
	高			○



墜落災害は、他の災害と比べ重篤な災害の割合が高い！！

墜落災害防止強調月間 実施要綱

1 趣 旨

三重県下における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は減少率が鈍化し、着実な減少とはいえない状況です。平成24年においては、死亡者数は22名と前年に比べ6人増加し、死傷者数は2,219人と前年に比べ1.7パーセント減少とわずかな減少となりました。

災害の種類をみると、墜落・転落による労働災害(以下「墜落災害」という。)が18パーセントを占め、転倒災害に次いで多くを占めている状況にあり、墜落災害の被災程度をみると、他の災害と比べ重篤な災害になる傾向を示しています。

業種別にみると、建設業及び運輸交通・貨物取扱業(以下「運輸業」という。)においては墜落災害が約1/3を占めています。

このようなことから、墜落災害の発生可能性及び重篤度に基づくリスク評価は、リスクレベルが高く、リスク低減措置の優先度が高いため、墜落災害の防止を最重点とした対策を講じる必要があります。

これらの状況から、下記の期間中、事業者、労働者、行政が一体となって、墜落災害防止対策の徹底を図ることとしました。

2 期 間

平成25年7月1日～7月31日

3 実 施 者

各事業場、三重労働局、県下各労働基準監督署

4 実 施 事 項

(1) 事業場の実施事項

経営トップが、墜落災害の撲滅を最重点とした安全パトロールを実施し、作業場所の墜落によるリスクの低減を図る。

足場に係る法令に基づく墜落防止措置の実施の徹底を図るとともに、「より安全な措置」の採用を行う。

屋根、建築物等及びトラック荷台からの墜落災害防止のためのリスク低減措置の実施の徹底を図る。

墜落災害の防止対策と併せて、職場における熱中症の予防対策の徹底を図る。

(2) 三重労働局の実施事項

墜落災害防止リーフレットの配布等による周知・啓発を行う。

公共工事発注機関、建設業関連団体及び運輸業関連団体等への協力要請を行う。

(3) 各労働基準監督署の実施事項

集中的な個別指導、監督指導を実施する。

墜落災害防止のための事業場に対する周知・啓発を行う。